留学生(Fビザ、Mビザ)に対する措置の発表

7月6日、米移民・関税執行局(ICE)は、米国の大学や高校に在籍する外国人留学生(Fビザ、Mビザ)に対する措置(「秋セメスター・ガイダンス」)を発表しました。これは、新型コロナウイルスの影響により学校がオンライン授業に切り替わった場合等において、留学生が規定以上のオンライン授業を受講することを許可する等の臨時措置(3/13付「COVID-19ガイダンス」)を秋セメスターから修正するものです。主な内容は以下のとおりです。

- 対象ビザ/ステータスは、一般学生向け「F-1」と職業訓練プログラム受講の学生向け「M-1」の2種類
- ○「秋セメスター・ガイダンス」は各学校が定める秋セメスターの開始日から発効(各学校が定める夏セメスターの終了日まで「COVID-19 ガイダンス」が有効)
- 〇既に米国に滞在し、秋セメスターにおいてオンライン授業のみを実施する学校に在籍する留学生は、[1]出国して米国外からオンライン授業を受講する、または、[2]対面式授業やハイブリッド授業(オンラインと対面式の組合せ)を実施する学校に転校する等の対応が必要
- 〇米国外にいる外国人で、留学予定の学校/プログラムが秋セメスターにおいて全授業をオンラインで行う場合、ビザは発給せず、入国も認めない
- 〇秋セメスターにハイブリッド授業を実施する学校は、学校は完全にオンラインで運営されることはないこと、当該留学生は秋セメスターの全授業をオンラインで受講するわけではないこと等を証明するために、各留学生に新規の I-20 を発行しなければならない
- ◎詳しくは以下の ICE 発表をご参照ください。
- ・ICE プレスリリース

https://www.ice.gov/news/releases/sevp-modifies-temporary-exemptions-nonimmigrant-students-taking-online-courses-during

・ICE 関係者向け案内

https://www.ice.gov/doclib/sevis/pdf/bcm2007-01.pdf

・ICE よくある質問と回答

https://www.ice.gov/doclib/sevis/pdf/sevisFall2020_FAQ.pdf

現在留学中または留学予定の方は、十分に情報収集のうえ、学校側ともご相談いただくようにお願いいたします。

(注)できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700 (代表)

HP: https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html